



# 埼玉県報

第 474 号  
令和 5 年(2023 年)  
12 月 15 日  
金曜日

## 目次

### 告示

- 蓮田都市計画事業高虫西部土地区画整理事業に係る環境影響評価公聴会の中止(環境政策課)
- 土壤汚染対策法の規定に基づく形質変更時要届出区域の指定(水環境課)
- 土壤汚染対策法の規定に基づく要措置区域の指定の解除(水環境課)
- 行田都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの縦覧(みどり自然課)
- 大規模小売店舗の新設に関する公示(商業・サービス産業支援課)
- 県営土地改良事業池上地区(区画整理事業)計画変更及び変更に係る計画書の写しの縦覧(農村整備課)
- 雨水流出抑制施設の告示(河川砂防課)
- 雨水流出抑制施設の告示(河川砂防課)
- 川越都市計画道路の変更(都市計画課)
- 入間都市計画土地区画整理事業の都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧(市街地整備課)
- 埼玉県高等学校等奨学金に係る未収金収納事務委託に関する告示(教委・財務課)
- 埼玉県教育委員会定例会の招集(教委・総務課)
- 公職選挙法に基づく個人演説会等施設の指定取消し(選挙管理委員会)
- 監査結果の公表(監査第二課)
- 措置通知の公表(監査第二課)

### 正誤

- 埼玉県告示第 1382 号中訂正(社会福祉課)

## 告示

### 埼玉県告示第千四百四十九号

埼玉県環境影響評価条例施行規則（平成七年埼玉県規則第九十八号）第十六条第一項の規定により、令和五年埼玉県告示第千四百五号（蓮田都市計画事業高虫西部土地区画整理事業に係る環境影響評価公聴会）により公告した次の公聴会の開催を中止する。

令和五年十二月十五日

埼玉県知事 大野 元裕

#### 一件名

蓮田都市計画事業高虫西部土地区画整理事業に係る環境影響評価公聴会

#### 二 日時及び場所

- ア 令和五年十二月二十一日（木） 十時から十一時三〇分まで  
北本市文化センター 三階 第五会議室
- イ 令和五年十二月二十一日（木） 十三時から十四時三〇分まで  
鴻巣市常光公民館
- ウ 令和五年十二月二十二日（金） 十時から十一時三〇分まで  
白岡市役所本庁舎 一階 会議室一〇一
- エ 令和五年十二月二十二日（金） 十三時から十四時三〇分まで  
桶川市役所本庁舎 三階 三〇四会議室
- オ 令和五年十二月二十二日（金） 十六時から十七時三〇分まで  
上尾市役所本庁舎 五階 五〇二会議室
- カ 令和五年十二月二十五日（月） 十時から十一時三〇分まで  
蓮田市役所本庁舎 二階 二〇一会議室
- キ 令和五年十二月二十五日（月） 十三時から十四時三〇分まで  
久喜市菖蒲総合支所 四階 第三集会室
- ク 令和五年十二月二十五日（月） 十六時から十七時三〇分まで  
伊奈町役場東庁舎 三階 第一委員会室

#### 三 都市計画決定権者の名称

蓮田市

#### 四 中止の理由

公述の申出がなかったため

# 告 示

## 埼玉県告示第千四百五十号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

令和五年十二月十五日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 形質変更時要届出区域

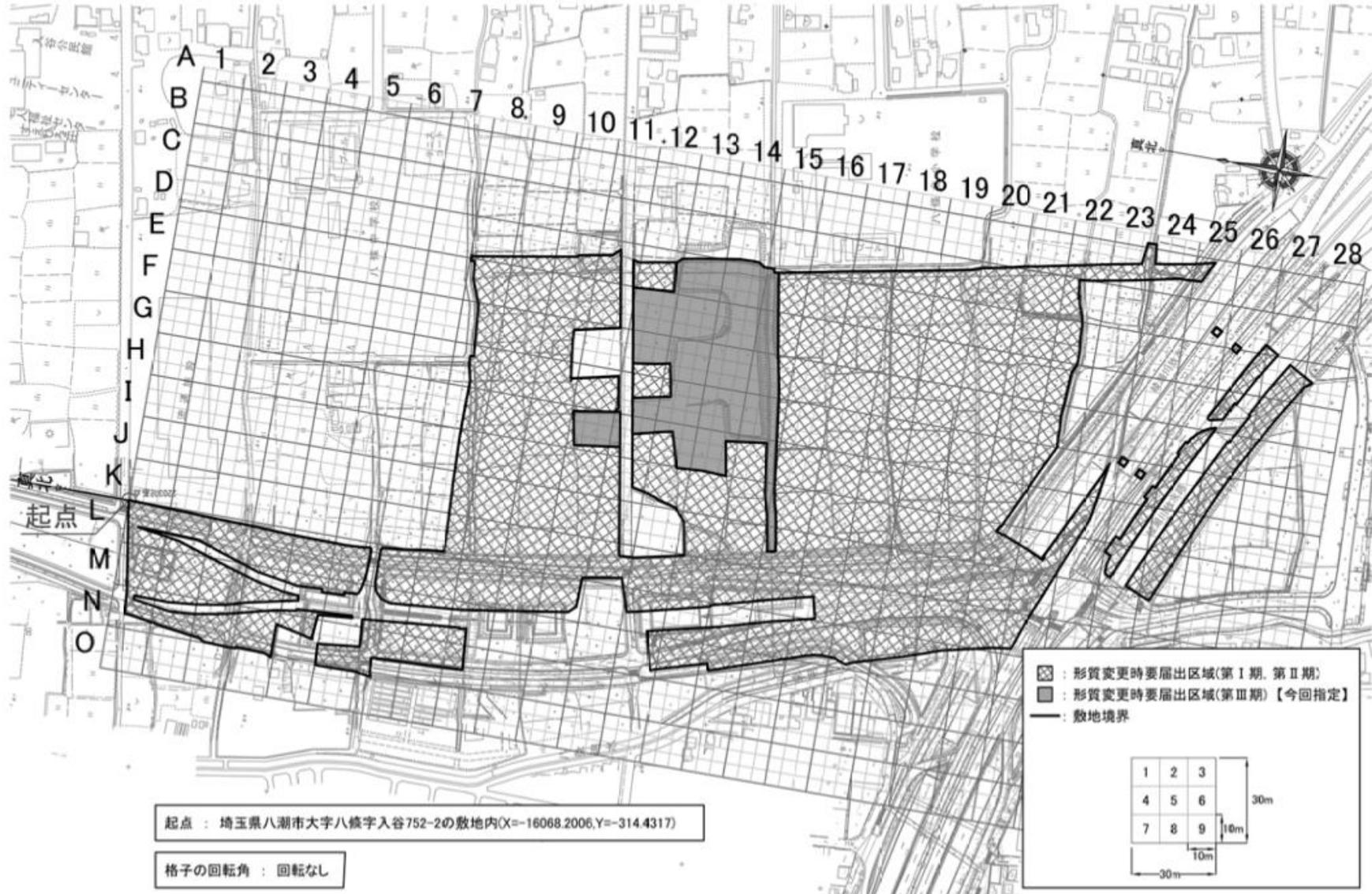
別図のとおり（埼玉県八潮市大字八條字入谷四百七十一番二、四百七十二番、四百七十三番、四百七十四番、四百七十五番、四百七十六番、四百七十七番、四百七十八番、四百七十九番、四百八十番、四百八十一番二、五百一番一、五百一番五、五百二番一、五百二番五、八百二十三番一、八百二十四番一、八百三十八番、八百三十九番、八百四十番、八百四十一番、字白鳥八百四十八番二、八百四十八番三、八百四十九番二、八百四十九番六、千百五十八番二の一部、千百五十八番三の一部、千百八十五番二の一部）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類

砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

三 土壌汚染対策法施行規則第五十八条第五項第十号に該当する区域

別図のとおり（一の区域と同じ）



# 告 示

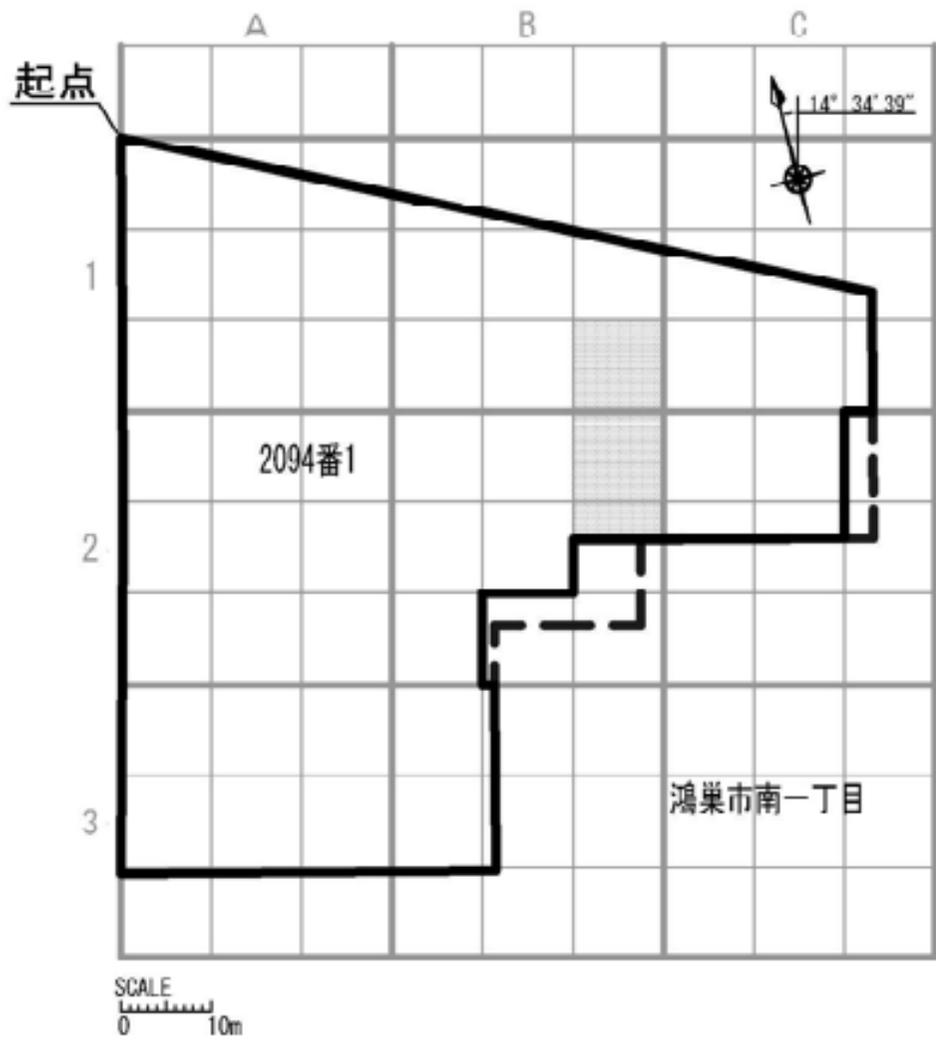
## 埼玉県告示第千四百五十一号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第六条第四項の規定により、令和四年埼玉県告示第千五百十三号により指定した区域の指定を次のとおり全部解除する。

令和五年十二月十五日

埼玉県知事 大野 元 裕

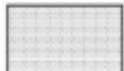
- 一 要措置区域としての指定を解除する区域  
別図のとおり（埼玉県鴻巣市南一丁目二千九十四番一の一部）
- 二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類  
砒素及びその化合物  
講じられた実施措置
- 三 基準不適合土壤の掘削による除去



**起点**  
起点は埼玉県鴻巣市南一丁目  
2094番1の最北端とする

格子の回転角度 14° 34' 39"

凡例

-  要措置区域を解除する区画
-  敷地境界  
(調査対象範囲・4,453.5m<sup>2</sup>)
-  地番境界

## 告 示

### 埼玉県告示第千四百五十二号

行田市から行田都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課において縦覧に供する。

令和五年十二月十五日

埼玉県知事 大野 元裕

## 告示

### 埼玉県告示第千四百五十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和五年十二月十五日

埼玉県知事 大野 元裕

#### 一 届出の概要等

##### イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ドラッグコスモス上藤沢店

埼玉県入間市大字上藤沢字立出三百九十八番三 外

##### ロ 大規模小売店舗の設置者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の

氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

大規模小売店舗の設置者

株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山英昭

福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目十番一号

大規模小売店舗において小売業を行う者

株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山英昭

福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目十番一号

##### ハ 大規模小売店舗の新設をする日

令和六年七月三十日

##### ニ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

千三百八十五平方メートル

##### ホ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 四六台

駐輪場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 四〇台

荷さばき施設の位置及び面積

位置 図面省略 面積 九九平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置 図面省略 容量 一三・五立方メートル

##### ヘ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前九時から午後九時五十分まで

来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前八時三十分から午後十時まで

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数 二か所 位置 図面省略

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後十時まで

ト 届出年月日

令和五年十一月三十日

二 縦覧期間

令和五年十二月十五日から令和六年四月十五日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和五年十二月十五日から令和六年四月十五日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

# 告 示

## 埼玉県告示第千四百五十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十八条第一項の規定により県営土地改良事業池上地区（区画整理事業）計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、及び当該変更に係る土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和五年十二月十五日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 縦覧期間

令和五年十二月二十二日から

令和六年一月二十六日まで

### 二 縦覧場所

熊谷市役所 妻沼行政センター

行田市役所

# 告示

## 埼玉県告示第千四百五十五号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

令和五年十二月十五日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 許可番号

第二〇二二―三一―一号

### 二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県羽生市大字北袋字中谷四百三十九番三外二十筆

### 三 雨水流出抑制施設の容量

容量 四百六十二・六七立方メートル

# 告 示

## 埼玉県告示第千四百五十六号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

令和五年十二月十五日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 許可番号

第二〇二二―一九―一号

### 二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県本庄市仁手字本島堤北千百八十八番二外五十二筆

### 三 雨水流出抑制施設の容量

容量 七百五十四・七七立方メートル

浸透効果量 〇・〇四二立方メートル毎秒

## 告 示

### 埼玉県告示第千四百五十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、川越都市計画道路を変更した。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

令和五年十二月十五日

埼玉県知事 大野 元裕

# 告 示

## 埼玉県告示第千四百五十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により入間市から入間都市計画土地区画整理事業の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により当該図書の写しを埼玉県都市整備部市街地整備課において縦覧に供する。

令和五年十二月十五日

埼玉県知事 大野 元 裕

# 告示

## 埼玉県告示第千四百五十九号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる収納事務を、同表の中欄に掲げる者に、同表の下欄に掲げる期間委託した。

令和五年十二月十五日

埼玉県知事 大野 元裕

委託内容	受託者の住所、名称及び代表者 氏名	委託期間
埼玉県高等学校等奨学金に関する条例（平成十八年埼玉県条例第六十一号）附則第三項の規定によりなお従前の例によるとされた同条例附則第二項の規定による廃止前の埼玉県高等学校等奨学金貸与条例（平成十四年埼玉県条例第四十一号）第七条の規定に基づく奨学金の返還に係る未収金の収納事務	東京都千代田区丸の内三丁目四番一号新国際ビル四階 弁護士法人ブレインハート法律事務所 代表社員 菅野 晴隆	令和五年九月一日 から令和八年八月 三十一日まで

# 告 示

## 埼玉県教委告示第三十五号

埼玉県教育委員会定例会を次のとおり招集する。

令和五年十二月十五日

埼玉県教育委員会教育長 日 吉 亨

### 一 日時

令和五年十二月二十一日 午前十時

### 二 場所

さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県教育局教育委員会室

### 三 議題

当面する教育関係諸問題について

# 告示

## 埼玉県選管告示第七十六号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第六十一条第三項の規定により、熊谷市選挙管理委員会から、同条第一項第三号の規定に基づき指定した次の施設について取り消した旨の報告があった。

令和五年十二月十五日

埼玉県選挙管理委員会委員長 岡田昭文

施設の名称	所在地	管理者	収容人員
県営高層石原団地 集会所	埼玉県熊谷市石原二千十九番地一	埼玉県知事	五十人
県営玉井団地第一 集会所	埼玉県熊谷市久保島八百十一番地一	埼玉県知事	二十人
県営玉井団地第二 集会所	埼玉県熊谷市久保島八百十一番地一	埼玉県知事	二十人
県営玉井団地第三 集会所	埼玉県熊谷市久保島八百十一番地一	埼玉県知事	二十人
県営玉井団地第四 集会所	埼玉県熊谷市久保島八百十一番地一	埼玉県知事	二十人
県営熊谷肥塚団地 集会所	埼玉県熊谷市肥塚九百三十六番地一	埼玉県知事	五十人

# 告 示

## 埼玉県監査委員告示第十六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十九条第一項、第二項及び第四項の規定に基づき監査を実施したので、同条第九項の規定に基づく監査の結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和五年十二月十五日

埼玉県監査委員	小山 彰
埼玉県監査委員	間 嶋 順 一
埼玉県監査委員	武 内 政 文
埼玉県監査委員	岡 地 優

## 令和5年度第2回定期監査結果の報告について

監査委員は、地方自治法（以下「法」という。）第199条第1項、第2項及び第4項並びに埼玉県監査基準（以下「基準」という。）に基づき次のとおり監査を実施した。

監査の結果について、法第199条第9項及び基準第15条第1項に基づき報告する。

### 1 監査等の種類

定期監査（基準第3条第1項第1号）

### 2 監査の対象

#### （1）対象事務

令和4年度、令和5年度における財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理及びその他の事務の執行

#### （2）対象機関

地域機関 24機関（別紙「監査対象機関」のとおり）

#### （3）実施期間

令和5年8月23日～令和5年10月13日

### 3 監査の着眼点

- ・ 財務に関する事務の執行の監査は、当該事務の執行が適正で経済的、効率的で効果的かどうかを主眼とする。
- ・ 経営に係る事業の管理の監査は、当該事務に係る財務に関する事務の執行のほか、会計経理の処理が合理的かつ能率的に行われているかどうかを主眼とする。
- ・ 監査対象機関の事務の執行等についての監査は、法令等に従って適正処理されているかという観点に加えて、費用対効果に配慮したものとなっているか、所期の成果を上げているかなど、経済性、効率性、有効性の観点を主眼とする。

### 4 監査の実施内容

基準第8条に基づく実施計画を策定するとともに、同第9条ないし第13条の規定を踏まえて監査を実施した。

### 5 監査結果

今回報告分の財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理及びその他の事務の執行は、監査を実施した範囲において、おおむね適正であることを確認した。

なお、個別の事務事業に関して、是正又は改善が必要と認められる事項は次のとおりである。

(1) 指摘事項 なし

<参考：指摘事項>

事務事業の執行等が次の各号のいずれかに該当すると認められるもの

- ア 事務事業の執行等に重大な誤りがあったため、当該事業の是正又は改善が必要と認められるもの
- イ 事務事業の執行等において、その効果が極めて不十分なため抜本的な改善が必要と認められるもの

(2) 注意事項 なし

<参考：注意事項>

事務事業の執行等が次の各号のいずれかに該当すると認められるもの

- ア 事務事業の執行等に誤りがあったため、当該事務の是正又は改善が必要と認められるもの
- イ 事務事業の執行等において、その効果が不十分なため一層の改善、工夫が必要と認められるもの

## 別紙

所管部局	監 査 対 象 機 関
総務部	朝霞県税事務所、川越県税事務所
福祉部	西部福祉事務所
保健医療部	坂戸保健所
産業労働部	計量検定所、職業能力開発センター
農林部	水産研究所
県土整備部	東松山県土整備事務所、熊谷県土整備事務所、行田県土整備事務所、越谷県土整備事務所
都市整備部	営繕・公園事務所
企業局	行田浄水場、新三郷浄水場、吉見浄水場、水質管理センター、水道整備事務所、水道整備事務所鴻巣支所
下水道局	荒川右岸下水道事務所
教育委員会	久喜図書館、大宮商業高等学校、久喜北陽高等学校、坂戸高等学校、三郷特別支援学校

# 告 示

## 埼玉県監査委員告示第十七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十九条第十四項の規定に基づき、埼玉県知事から監査の結果により措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

令和五年十二月十五日

埼玉県監査委員	小山 彰
埼玉県監査委員	間 嶋 順 一
埼玉県監査委員	武 内 政 文
埼玉県監査委員	岡 地 優

1 監査の結果「注意」とした事項

対 象 機 関		監査結果の公表年月 日 (県報の号数)	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
環境部	みどり自然 課	令和5年10月6日 (第454号)	令和4年度に締結した「社会資本整備総合交付金(公園)工事(橋面舗装・木道改修)」について、契約変更をしていたが、契約変更に係る執行伺を作成していなかったことは不適切であった。	<p>再発防止のため、所属内の全職員に監査結果及び経緯等を周知するとともに、次の取組により適正な事務処理を図ることとした。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 毎年度当初に所属長から所属内の全職員に監査結果を周知する。</li> <li>2 執行伺の作成漏れを防ぐため、契約事務に関するチェックシートに「執行伺決裁日」の確認欄を追加した。起案者は支出負担行為決議書の起案時に必ずチェックシートを添付し、決裁権者は決裁時に執行伺が決裁済みであることを確認する。</li> <li>3 自己検査チェックリストの項目に「変更契約時に執行伺を作成したか」の確認欄を追加し、各担当者が作成したチェックリストを各担当グループリーダー及び所属長に回覧することにより、複数職員でのチェックを徹底する。</li> </ol>

正 誤

埼玉県告示第千三百八十二号（令和五年十一月二十八日第四百六十九号）中訂正

ページ 表中 行

四 氏名及び施術所（名称） 前から六

誤

和久津 健次郎

正

和久津 賢二郎